

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家の改修を検討されている方へ（補助金のご案内）

「空き家情報バンク」に登録された物件を売買又は賃貸借契約後に改修する場合や自己の所有する空き家にU (I) ターンする場合には条件を満たすと「安芸高田市空き家改修補助金」を交付することができます。

空き家改修補助金

目的

空き家の有効活用による定住促進と地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 空き家情報バンクに登録されている物件を購入・賃貸借契約した転入者
（転入者が利用希望者登録されていること・市税の滞納がないこと・暴力団員でないこと）
- 2 転入者と賃貸借契約した空き家所有者
（空き家が空き家情報バンクに登録されていること・転入者が利用希望者登録されていること・市税の滞納がないこと・暴力団員でないこと）
- 3 自己の所有する空き家にU (I) ターンで定住する者（空き家情報バンクに登録がなくてもよい・市税の滞納がないこと・暴力団員でないこと）

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

条件

次のすべての条件を満たすこと

- 1 転入者又はU (I) ターンで定住する者が、安芸高田市内に住所を有していない又は住所を有して2年を経過していないこと
- 2 転入前に2年以上、安芸高田市外に住所を有していること
- 3 売買又は賃貸借契約を締結していること（賃貸借契約の場合は、所有者の承諾を得ていること）
※自己の所有する空き家にU (I) ターンする場合は不要。
- 4 改修工事を施工する業者が、安芸高田市内に本店を有する業者1社であること
- 5 住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築（10㎡以内のものに限る）、修繕、模様替え、設備改善工事であること
- 6 補助金交付決定後に工事に着手し、当該年度の3月末までに完了すること

※「空き家改修補助金」の続き

※子育て世帯とは、満 18 歳までの子を有する者又は夫婦どちらかが満 40 歳未満の者

補助率	限度額		
	空き家改修費用の2分の1	転入者 (限度 50 万円)	基本額
転入者の子育て世帯の者 (限度 100 万円)		基本額	80 万円
		子ども 1 人当たりの加算額	10 万円 (限度 20 万円)

必要書類

工事に着手する 10 日前までに次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 3 住民票の写し【空き家利用者が申請者となる場合】
- 4 戸籍附票【空き家利用者が申請者となる場合】
- 5 見積書の写し
- 6 空き家の平面図等
- 7 施工箇所の写真（補助対象事業実施前）
- 8 空き家所有者の改修工事承諾書【賃貸借契約の場合に限る】

※交付決定後、実績報告・請求書の提出が必要です。

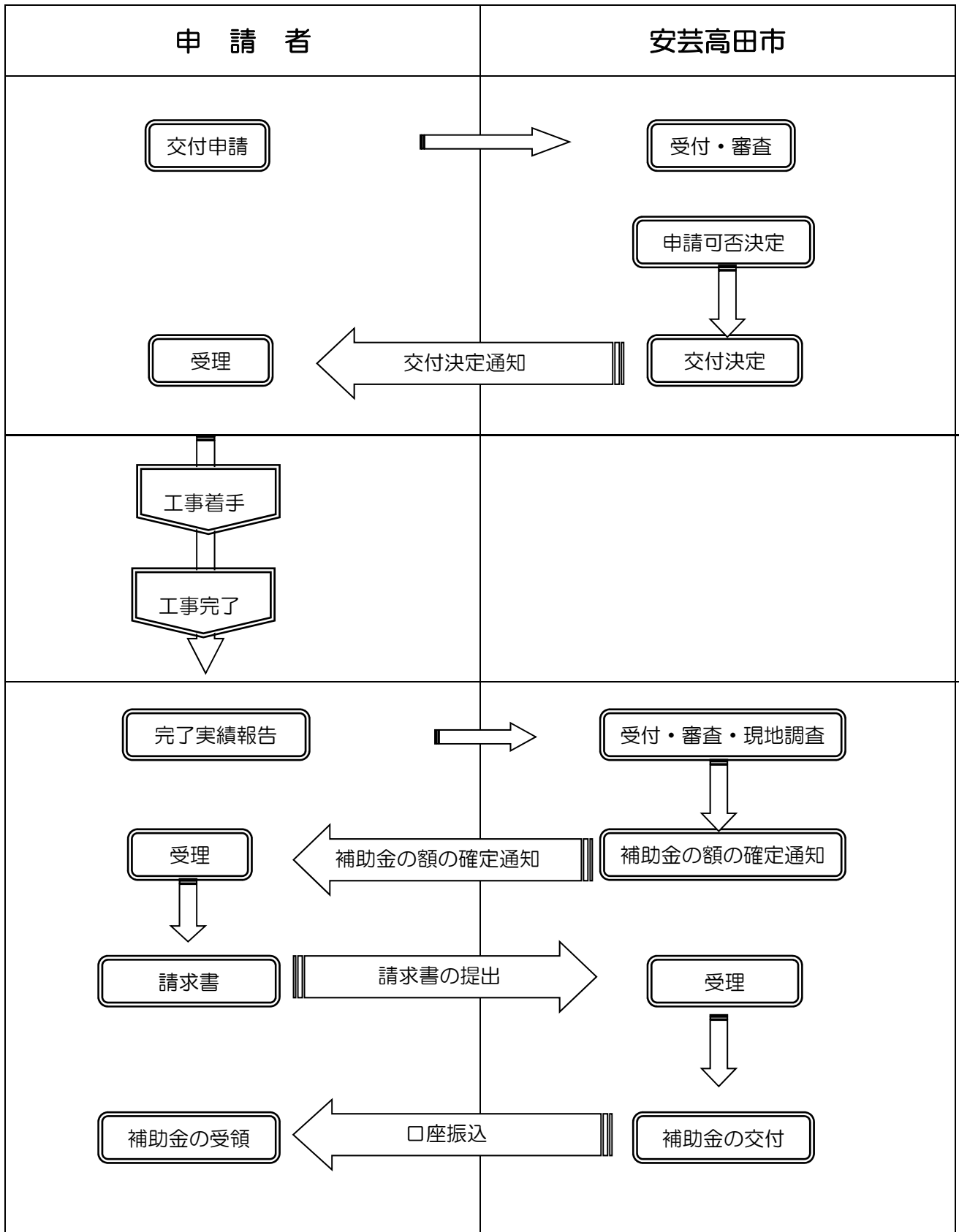
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 住宅政策課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

Tel：(0826) 47-1202 Fax (0826) 47-1206

安芸高田市空き家改修補助金申請の手続きの流れ



変更承認申請

事業の内容を変更するときは、変更に係る工事の着工前に、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

【提出書類】

- 1 変更承認申請書（様式第3号）
- 2 添付書類（交付申請の添付書類のうち、変更部分に係るもの）

申請の取下げ

交付申請を取下げるときは、当該年度の2月末までに以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

【提出書類】

- 1 申請取下届（様式第5号）

完了実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

受付期間 工事完了の日から30日以内、又は事業をした年度の3月末日までのいずれか早い日まで

【提出書類】

- 1 実績報告書（様式第6号）
- 2 領収書の写し
- 3 施工箇所の写真（補助対象事業実施後）

補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けましたら、請求書を記入し安芸高田市建設部住宅政策課に提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

【提出書類】

- 1 請求書（様式第8号）

工事中及び工事完了後の留意点

① 改修工事中内容の確認方法

改修工事の内容が事業の要件に該当していることを確認するため、完了実績報告において、改修工事中の写真を求めることや、現地調査を行う場合があります。

② 改修工事後の善良な管理について

この補助事業を受けて改修工事をしたものについては、補助金交付の日から5年間は、利用者の転居は認めない。また、改修住宅を取り壊したり、売却してはならない。

③ 利用者の入居

改修工事の完了の日から3月以内に入居しなければならない。

④ 交付決定の取消、補助金の返還について

万一、補助金の交付を受けた方が、補助金を他の用途へ使用し、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に基づく市長の処分に違反したときは、交付の決定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。